

三次市定住人口増加促進に係る宅地購入・新築奨励金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、市に定住の目的で市外の者が、市の所有する分譲宅地（以下「分譲地」という。）を購入した場合の土地及び新築した家屋若しくは購入した家屋に係る固定資産税並びに市に定住の目的で市外の者が市内に住宅を新築又は購入した場合の家屋に係る固定資産税の負担を軽減することにより、市の定住人口増加の促進に資することを目的とする。

(奨励措置)

第2条 市は、市外の者が市に定住するために取得した分譲地及び新築又は購入した家屋について、当該土地及び家屋に係る固定資産税を各年度において完納された納税額相当額を三次市定住人口増加促進に係る宅地購入・新築奨励金（以下「奨励金」という。）として交付するものとする。

(対象者)

第3条 対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市に新たに住民登録をした者で、住民登録をした日以前1年以上市内に住民登録及び居住実態がないもの（転入して3年を経過していない者を含む。）
- (2) 住民登録後も居住し続ける意思がある者
- (3) 世帯全員が奨励金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料（以下「市税等」という。）を完納していること。
- (4) 三次市移住者住宅等取得支援事業補助金の交付を受けていないこと。
- (5) 世帯全員が、三次市暴力団排除条例（平成23年7月1日三次市条例第18号）第2条第2号又は第3号に規定する暴力団員又は暴力団員等でないこと。

(対象物件)

第4条 奨励金の対象となる分譲地及び家屋(以下「対象物件」という。)は、市長が別表に定める分譲地に家屋を新築した場合においては当該分譲地及び当該家屋とし、市長が別表に定める分譲地以外の市内の土地に家屋を新築又は購入した場合は当該家屋とし、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市に定住目的であること。
- (2) 分譲地の場合は、当該分譲地の売買契約の日から1年以内に当該分譲地内に自らの住宅を新築し、住宅の所有権保存登記を完了すること。
- (3) 対象物件の利用主体が営利目的でないこと。
- (4) 新築した住宅は、専ら居住の用に供する家屋で、専用住宅の場合は延べ床面積50平方メートル以上、併用住宅の場合は住宅部分が2分の1以上かつ住宅部分の延べ床面積が50平方メートル以上の家屋とする。
- (5) 購入した住宅は、前項に規定する家屋とする(建築工事完了の日から起算して1年を経過したものを除く。)。ただし、共同住宅の場合は延べ床面積が40平方メートル以上の家屋とする。
- (6) 前2号に規定する専用住宅及び併用住宅については、当該住宅と一体となって固定資産の評価をしている車庫等の家屋を含むものとする。
- (7) 第3号から前号に規定する分譲地及び住宅は、対象者の所有物件とする。ただし、共有の場合は、対象者の所有部分のみ奨励金の対象とする。

(奨励措置の割合)

第5条 対象物件に対する固定資産税の奨励措置の割合は、10割とする。

(奨励措置の期間)

第6条 対象物件に対する奨励金の交付期間は、購入の期日にかかわらず、当該住宅に対して新たに固定資産税を課することとなった年度から5年度までとする。

(奨励措置の申請)

第 7 条 対象物件に対する奨励金の申請を行う者は、対象物件に係る年度の固定資産税完納後、三次市定住人口増加促進に係る宅地購入・新築奨励金交付申請書(様式第 1 号)を市長に提出しなければならない。

(奨励措置の決定)

第 8 条 市長は、前条の規定による申請があり申請内容等の審査及び必要な調査を行い、奨励の適否を決定したときは、速やかにその結果を三次市定住人口増加促進に係る宅地購入・新築奨励金交付決定(不承認)通知書(様式第 2 号)により申請者に通知するものとする。

(奨励金の請求)

第 9 条 前条の規定による宅地購入・新築奨励金決定通知を受けたものは、三次市定住人口増加促進に係る宅地購入・新築奨励金交付請求書(様式第 3 号)を市長に提出するものとする。

(奨励措置の取消し)

第 10 条 市長は、虚偽そのほか不正の行為により奨励措置を受けた者がある場合は、直ちにその者に係る奨励措置を取り消すとともに、既に交付した奨励金がある場合は、その返還を求めるものとする。

(委任)

第 11 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 20 年 5 月 15 日から施行し、平成 20 年度の固定資産税から適用する。

(告示の失効)

2 この告示は、平成 32 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

(経過措置)

3 この告示により奨励金の決定を受けた物件で、平成 32 年 3 月 31 日以後にあっても奨励期間が存する場合は、前項の規定にかかわらず

この要綱を適用する。

附 則

この告示は，平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし，附則第 2 項及び第 3 項の改正規定については，平成 28 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この告示は，平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

分譲宅地	所在地
香淀住宅団地	三次市作木町香淀 1 0 2 1 0 番 1 3 , 1 0 2 1 0 番 1 4
三次圏都市計画事業みらさか土地区画整理事業保留地・市有地	1 保留地街区番号 3 - 2 , 3 - 4 , 3 - 5 - 1 , 3 - 5 - 2 , 3 - 8 - 1 , 6 - 4 , 7 - 1 - 1 , 7 - 1 - 2 , 7 - 1 - 3 , 7 - 3 - 1 , 7 - 3 - 2 , 7 - 3 - 3 , 7 - 4 - 1 , 7 - 4 - 2 , 7 - 4 - 3 , 7 - 4 - 4 , 7 - 4 5 , 7 - 4 - 6 , 7 - 4 - 7 , 1 1 - 1 - 3 , 1 1 - 1 - 4 , 1 1 - 1 - 5 , 1 1 - 1 - 6 , 1 1 - 1 - 7 , 1 1 - 1 - 8 , 1 1 - 1 - 9 , 1 1 - 1 - 1 0 , 1 1 - 1 - 1 1 , 1 1 - 1 - 1 2 , 1 1 - 1 - 1 3 , 1 2 - 1 - 3 , 1 2 - 1 - 4 , 1 2 - 1 - 5 , 1 2 - 1 - 6 - 1 , 1 2 - 1 - 6 - 2 , 1 2 - 1 - 8 - 1 , 1 2 - 1 - 8 - 2 , 1 2 - 1 - 9 , 1 3 - 1 - 1 , 1 3 - 1 - 2 , 1 3 - 7 , 1 5 - 1 - 1 2 市有地街区番号 8 - 1 5 , 8 - 1 6 , 9 - 1 , 1 2 - 2